

杉戸の自然を観察しよう

～江戸川編～

江戸川河川敷にて自然観察会を実施します。昨年も江戸川河川敷で観察会を行いました。カントウタンポポ・セイヨウタンポポ・セイウアブラナなどたくさんの草花を観察することができました。

身近な自然に親しむことを目的としていますので、お気軽に参加してみたいかでしょうか。

なお、当日は、この残された自然を保全していくために江戸川河川敷のゴミ拾いも同時に実施を予定しています。

日時 4月19日(土) 9時～12時

集合場所 杉戸町環境センター

募集人数 20名程度

その他 当日は動きやすい服装で!

申込・問合せ 環境課生活環境担当 内線 302、303



65歳以上の方に無料入浴券を交付します

平成20年4月1日現在、町内に住所を有している65歳以上の方に対して、町内2か所の公衆浴場で使用出来る無料入浴券(年間18枚)を交付します。

4月1日(火)から交付を開始しますので、ご希望の方はご本人またはご家族の方が役場健康増進課窓口までお越しください。

持参するもの 印鑑

問合せ 健康増進課 高齢者福祉担当 内線 317・318

春の全国交通安全運動実施! 4月6日(日)～15日(火)

歩行者も車も自転車も安心して通行できる街になるように、皆さん一人ひとりが思いやりを持った運転を心がけ、安心安全な杉戸町を目指しましょう!

県下統一目標

- (1) 子どもと高齢者の交通事故防止
- (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 二輪車対策の推進と安全車間距離の保持

※4月10日(木)は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。

町の重点目標

- ・飲酒運転の根絶

第1回シルバードライバードック

期日 5月12日(月)

時間 集合受付8時20分、講習時間9時～12時

場所 春日部自動車教習所

内容 高齢者の方の自動車運転の安全度を教習所の指導員がチェックし、アドバイスをを行います(体験講習や討論会など)。

対象 普通免許をお持ちの60歳以上の方

費用 無料

申込・問合せ

杉戸警察署交通課 ☎(33)0110

または、住民参加推進課

交通防災担当 内線 288



町税徴収員募集

募集人数 1名

対象 普通自動車運転免許証所持者(自家用車使用)

委嘱期間 平成20年7月1日～平成21年3月31日

勤務 1日5時間以上、週5日以内、月20日間(土日勤務の場合あり)

申込 5月23日(金)までに履歴書を直接持参、または郵送で役場収税対策室へ。

(書類選考後、面接試験により決定)

※面接予定者のみ、後日連絡します。

問合せ 収税対策室 徴収担当 内線 432



ファミリー・サポート・センター 説明会兼講習会

場所 杉戸子育て支援センター「たんぼぼ」

対象 育児援助サービスに関心のある方および既会員登録している方

定員 各30名

※託児あり(事前申込要)

日	時間	内容
4月24日(木)	13時30分～ 15時30分	・ファミリー・サポート・センターの概要について ・保育の心構えと幼児の接し方
4月25日(金)		・幼児視野体験メガネ作りと子どもの安全チェック ・幼児の健康管理と緊急時の接し方

問合せ ファミリー・サポート・センター

☎・FAX (32)8232

寄付 ありがとうございます

杉戸町社会福祉協議会

平成20年2月1日～平成20年2月29日 (円)

・高橋裕子	使用済切手
・歌謡教室ポピー	864・使用済切手・カード
・木村勝治	使用済切手
・ミサワホーム西関東株式会社第一建設設計部	使用済切手
・わかば保育園	使用済切手
・杉戸町体育協会	2,568
・匿名	使用済カード
・匿名	使用済切手・カード
・有限会社翔保険事務所	使用済切手・タオル
・青翔運輸株式会社	使用済切手・タオル
・翔紀物流株式会社	使用済切手・タオル
・21世紀青年会	10,000
・匿名	未使用ハガキ
・あおいトマトの会	使用済カード
・稲垣電設	使用済切手
・埼玉県年金受給者協会杉戸分会	20,000
・匿名	947

(順不同・敬称略)

□対象区域	町内全域
□主な届出対象行為	・建築物 高さ15m超又は建築面積1,000㎡超 ・工作物 高さ15m超
□届出窓口	建築課開発・建築指導担当 内線 343・344
□施行日	平成20年4月1日

埼玉県では、平成16年制定の景観法を活用し、田園と都市が織り成す美しい景観を目指して、「埼玉県景観条例」を全部改正し、「埼玉県景観計画」を策定しました。それにより、平成20年4月1日から大規模な建築物を建築する場合等に届出が必要となり、建築物の概観の色彩等について良好な景観形成のための誘導を行います。

田園と都市が織り成す美しい景観を目指して
～4月1日から届出制度がはじまります～

地震ハザードマップを配布します

切迫性が高い地震の一つに綾瀬川断層を震源とするマグニチュード7.2の地震が想定されています。

このような地震が発生した場合、震度6弱から震度7の揺れが発生すると想定され、家屋の倒壊が多数発生し、また、地盤の液状化によって、家屋に大きな支障をきたすことが予想されます。

地震が発生した場合に備え、日頃から地震に対する備えや家屋の被害を最小限に抑えることを目的として「地震ハザードマップ」を作成しました。

もしもの地震災害に備え、このハザードマップを活用し、自宅や地域の地震対策にご活用ください。

問合せ 住民参加推進課 交通防災担当 内線 284



◆自立支援医療(精神通院)をお使いの方へ
後期高齢者医療制度創設により、障害者自立支援医療(精神通院)を受給されている方(世帯の中に後期高齢者医療受給者がいる場合)の自己負担上限額が変わる可能性があります。
該当の方は、受給者証をご持参の上、福祉課までおいでください。

◆精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ
65歳以上で精神障害者保健福祉手帳の1・2級をお持ちの方は、手続きにより、医療機関で支払った自己負担分の助成を受けることができます。ご希望の方は担当までご相談ください。

問合せ 福祉課 障害福祉担当 内線 267

福祉課よりお知らせ